

第 7 8 号議案

足立区営運動場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区営運動場条例の一部を改正する条例

足立区営運動場条例（昭和 2 4 年足立区条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（休場日及び使用時間）

第 2 条の 2 運動場の休場日は、次のとおりとする。ただし、区長は、必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

（ 1 ） 1 月 1 日から同月 3 日まで

（ 2 ） 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日まで

2 運動場の各施設の使用時間は、次のとおりとする。ただし、区長は、必要と認めたときは、これを変更することができる。

種別	使用時間
野球場	午前 6 時から午後 6 時まで
庭球場及びゲートボール場	午前 6 時から午後 5 時まで

3 前 2 項の規定にかかわらず、第 1 2 条第 1 項の規定により運動場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）は、必要と認めたときは、区長の承認を得て、第 1 項の休場日を変更し、若しくは臨時に休場日を定め、又は前項の使用時間を変更することができる。

第 8 条第 2 号中「第 1 2 条第 1 項の規定により運動場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）」を「指定管理者」に改める。

別表第 1 運動場の部を削り、同表備考を次のように改める。

備考

上記の時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

区営運動場の休場日を変更するほか、指定管理者の権限に関する規定等を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。